

星川環境保全検討委員会設置規約（案）

（目的）

第1条 星川について、星川及び馬見塚橋を含めた周辺の原風景を保存しつつ、河川整備に取り組むべき内容を検討するため、星川環境保全検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）星川の原風景保存に関する事、星川に架かる馬見塚橋の原風景保存対策検討に関する事、キタミソウ保全に関する事。
- （2）その他検討会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（構成）

第3条 委員会は、別表第1に掲げるものをもって構成する。ただし、必要に応じて構成員を追加することができる。

- 2 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるとき又は不在のときは、委員の互選により選出された副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員会の構成員の任期は、所掌事項の目的を達成したときまでとする。

（委員会）

第5条 委員長は必要に応じて委員を招集し、委員会を主宰する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の議決により非公開とすることができる。
- 4 委員会の内容はホームページ等により公表するものとする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は埼玉県行田県土整備事務所に置くこととする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

（附則）

第8条 この規約は、平成26年9月30日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

<p>学識委員</p>	<p>一般財団法人自然研究環境センター 上級研究員 渡辺 綱男 京都大学大学院地球環境学堂 景観生態保全論分野 准教授 深町 加津枝 公益財団法人埼玉県生態系保護協会 事務局長 堂本 泰章</p>
	<p>星川の自然とキタミソウを守る会 会長 栗原 二郎 みどりのぎょうだネットワーク 保護部会長 島田 勉 行田ナチュラルリストネットワーク 代表 橋本 恭一 行田市民大学 理事長 今村 武蔵 馬見塚自治会長 江袋 秀行 行田市郷土博物館協議会会長 永沼 規美雄</p>
<p>行政</p>	<p>環境部 みどり自然課 野生生物担当 主幹 斉藤 任亮 行田市 建設部 道路治水課長 加藤 修 埼玉県行田県土整備事務所 副所長 瓜田 浩二</p>
<p>事務局</p>	<p>埼玉県行田県土整備事務所 河川公園担当 (県土整備部河川砂防課)</p>